

1. 会合名	自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ（第 69 回）
2. 日 時	平成 30 年 9 月 4 日（火）午前 10 時 ～ 午前 10 時 40 分
3. 議 案	1. 「銀行法施行規則」等の一部改正に伴う本協会の対応について 2. その他
4. 主な内容	1. 「銀行法施行規則」等の一部改正に伴う本協会の対応について 事務局より、平成 30 年 8 月 16 日付で改正・施行された銀行法施行規則等について説明した後、金融庁 企画市場局 総務課 信用制度参事官室（以下「金融庁」という。）から改正の趣旨及び背景等について補足説明が行われ、大要以下のとおり意見交換が行われた。 （金融庁からの補足説明） - 銀行法施行規則第 13 条の 5（金銭債権等と預金等との誤認防止）は、平成 10 年に預金者保護の観点から導入した規定である。 - 今般の改正の背景には、環境変化に伴い地域金融機関が店舗の統廃合を進めた場合は、金融機能の低下に繋がるという問題意識があったためである。 - 現状の顧客利便性を維持するため、有価証券などを取り扱う場合の特定の窓口の設置義務廃止のほか、店舗の休日規定の見直しや共同店舗の運営等について改正を行ったものであり、登録金融機関の営業を優先するために改正したものではない点をご理解いただきたい。 - 改正手続き等としては、6 月 15 日の内閣府による「規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策」の公表、5 月 9 日の金融庁からの「金融を取り巻く環境変化に対応した規制の見直しについて」の公表、6 月 1 日から改正案に対するパブリックコメントの募集を実施した。 （主な意見等） - 大前提として、今回の銀行法施行規則の改正に伴い日証協規則の改正を行った場合、その改正内容が銀行法施行規則の改正趣旨を妨げるものであってはならないという理解でよい。 →改正の効果が達成されないのではないかと考える。（金融庁） - 今回の改正では、誤認防止措置の一部である特定の窓口の設置義務のみが廃止され、その他の措置は引き続き義務付けられていると理解している。そのうえで、銀行法施行規則第 13 条の 5 第 1 項第 2 号で定める商品について、本 WG の検討の結果、日証協規則では一部の商品等（例：投資信託、金融商品仲介業等）には特定の窓口の設置義務を残すということとなった場合、銀行法施行規則の改正趣旨

から外れるという理解か。
→ご推察のとおり。(金融庁)

また、事務局より、日証協「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」(以下「投資勧誘規則」という。)第10条第3項における特定の窓口の設置義務の内容、制定経緯について説明が行われるとともに、銀行法施行規則等の改正を踏まえた同規則の対応について現時点で考えられる方向性の説明が行われた。その後、金融庁から補足説明が行われ、大要以下のとおり意見交換が行われた。本件は後日意見照会を実施したうえで、その結果を踏まえ、再度議論することとなった。

(金融庁からの補足説明)

- ・ 今回の改正は、店舗の統廃合に伴い過疎地などの顧客の利便性を低下させないことを目的としているため、登録金融機関業務の営業範囲が拡大するといった懸念はないものと考えている。
- ・ この目的を達成するためにも、日証協規則の規定を廃止していただきたいと考えられるが、皆様の議論において決定されるものと理解しているので、よろしくお願いしたい。

(主な意見等)

- ・ 特定の窓口の設置義務について、登録金融機関の窓口の現状の運用はどのようになっているか。また、今回の改正を受け、窓口の運用変更を検討しているか。(事務局)

→当行の場合、例えば1店舗に10カウンターがあるとすれば、5つはハイカウンターで当座振込や普通預金を取り扱っている。残り5つのローカウンターでは定期預金や外貨預金に加えて、今回議論の対象となっている登録金融機関業務を行っている。登録金融機関業務のみに特化した窓口を設けているわけではなく、基本的にローカウンターを「特定の窓口」として設置している。今回の改正を総じて銀行界としては現時点でそこまで重く受け止めていないと思われる。

- ・ 平成29事務年度金融行政方針においては、「フィンテック時代に対応した制度の点検・見直し」を謳っておられたので、インターネット取引を中心に扱う証券会社や銀行の運用に関する改正を行うものだと想像していたが、今回の改正では実店舗の窓口に関する説明が中心であった。インターネット取引を中心に扱う証券会社や銀行に関しては検討する必要はないということか。

→ご理解のとおり。「フィンテック時代に対応した制度の点検・見直し」も方針の一つではあったものの、今回の改正は「銀行代理業制度や店舗制度の課題の検討等」に重点を置いたものである。「フィンテック」という表現に捉われること

	なく議論いただきたい。(金融庁) 2. その他 事務局より、現在本 WG で抱えている検討課題の状況及び本 WG の開催予定について大要以下のとおり説明が行われた。 ➤ 「銀行法施行規則」等の一部改正に伴う本協会の対応について ： 9 月 25 日まで意見照会を実施し、その結果を踏まえて議論する。 ➤ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」の一部改正への対応及び「オンラインで完結する本人確認方法の実務上の取扱い」(仮)の作成について ： 9 月 3 日まで実施した意見照会の結果を取りまとめ、9 月 11 日に本 WG を開催し、議論する。 ➤ PTS 信用取引開始に伴う「投資勧誘規則」の一部改正について ： 「取引所外売買等に関するワーキング・グループ」の動向を踏まえつつ、9 月最終週に本 WG を開催する予定である。 ➤ 自主規制規則の見直しに関する提案への対応について ： 9 月 18 日開催予定の自主規制会議に報告した後、議論を開始する。 以 上
5. その他	※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。